

第1回大阪弁護士会市民会議議事概要

1 平成18年3月22日(水)午後2時～午後4時30分

2 大阪弁護士会別館 6階会議室

3 出席者

【委員】

阿部昌樹 飯田秀男 池田 昭 大國美智子 郭 辰雄 齋藤洋一 脇本ちよみ
(欠席) 総山哲男 西村貞一

【弁護士会】

(平成17年度)

会 長 益田哲生

副会長 林 幸二 井上英昭 関根幹雄 辰野久夫 浦田萬里

企画調査室長 藪野恒明

市民会議設置検討プロジェクトチーム 小野範夫

(平成18年度)

会 長 小寺一矢

副会長 齋藤ともよ

(事務局)

秘書課長 田村一幸

4 配布資料

資料1 大阪弁護士会市民会議委員名簿

資料2 大阪弁護士会市民会議のご説明

資料3 大阪弁護士会市民会議規則(規則第169号)

資料4 2005年度大阪弁護士会役員、2006年度大阪弁護士会役員

資料5 大阪弁護士会の組織と活動について

資料6 大阪弁護士会パンフレット(平成18年度版)

資料7 大阪弁護士会平成16年度会務報告書

資料8 月刊大阪弁護士会(2005年1月)、月刊大阪弁護士会(2005年2月)

資料9 弁護士白書(2005年版)

資料10 大阪弁護士会市民会議運営要綱(案)

資料11 市民会議のテーマ一覧(案)

議 事

1 開会

開会后、正副議長選任までの間、井上副会長が議事の進行を務めた。

2 大阪弁護士会会長あいさつ

【益田会長】

それでは、開会に当たりまして一言ごあいさつさせていただきます。

このたび、大阪弁護士会におきまして市民会議を設けることになりまして、委員に御就任いただきたいという願いをいたしましたところ、快くお引き受けいただきまして誠にありがとうございます。

本日は、年度末が迫った慌ただしいときに、しかも足元のお悪い中わざわざお集まりいただきまして、ありがとうございます。今後ともよろしく願いをいたします。

本日、第1回目の会合ということですので、私どもが今なぜ市民会議を設けることにしたのかということについて少しお話をさせていただきたいと思っております。

委員の先生方御案内のとおり、今、司法改革ということで私ども司法界は大変革の時期を迎えております。立法、行政、司法の三つが三権と言われておりますけれども、立法とか行政に比べますと、司法というのは市民の立場からしますと極めて縁遠い存在であったということは否定できないところだと思います。裁判といいますと何をやっているのかよく分からないし、お金もかかるし時間もかかるということで、一般市民の方からむしろ敬遠される向きがあったわけでございまして、十分な紛争解決機能を果たしていたかということになりますと、残念ながらそうではないと申し上げざるを得ないのではないかと思います。

今、社会が非常に大きく動いているわけですがけれども、司法がこのままでは、市民、国民に対して十分な役割を果たせないということは明らかなことでありまして、要するに市民にとって利用しやすく、分かりやすく、そして頼りがいのある司法をつくるにはどうすればいいのかということで、さまざまな点で改革が進められているわけです。

例えば、私ども司法を支える法曹界の人の数の問題にしましても、今現在の2万2,000名では少な過ぎるのではないかと。私が弁護士になりましたときには司法試験の合格者数は500名だったわけですが、いかにも少な過ぎるということで、数年先にはこれを3,000名に、平成30年ごろには弁護士の数も今の2万2,000名から5万名に増やすということが求められておりますし、試験制度そのものにつきましても、今までは司法試験1回限り、一発勝負で選抜するというやり方であったのですが、果たしてそれでいいのかということで、法科大学院から司法試験、司法修習という一貫したプロセスで適任者を選ぶというシステムに変えなければいけないのではないかとか、あるいは今まで国民の方が司法に参加するということはほとんどなかったわけですが、御承知の裁判員裁判で市民の皆様方にも司法に積極的に参加していただくとか、いろんな面で変革が求められているわけですが、その中で、裁判官や検察官や弁護士の制度改革をもっとしなければいけないのではないかと指摘を受けているわけです。

お手元の資料2「大阪弁護士会市民会議のご説明」に今私がお話ししたようなことがかいつまんで書かれているわけですが、裁判官の制度につきましても、裁判所運営にもっと国民が参加するシステムにすべきではないか、それによって広く国民の意見を裁判所の運営に反映させるべきだということで、平成15年8月以降に、全国の地方裁判所、家庭裁判所におきまして、市民が参加する地方裁判所委員会、あるいは従来の家庭裁判所委員会を大きく変えた新しい家庭裁判所委員会が開催されるようになって、少しずつではありますが司法と国民の距離を近づける役割を果たしてきて

いると評価できるわけです。

ところで、弁護士会は一体どうなるんだということですが、司法といいますのは裁判所、検察庁、弁護士会の3つから成るわけですから、司法改革という以上は弁護士会も当然のことながら改革の対象とされるべきものということになるわけです。審議会の意見書というのが出ておるんですが、その中で、弁護士会運営についても透明化を図るべきであると。ここにも記載があったかと思いますが、弁護士以外の方の関与を拡大するなど広く国民の声を聴取して反映させることが可能になるような制度をつくるべきだという指摘を受けております。これを受けまして、日弁連では平成15年に市民会議が設けられまして、翌平成16年には東京弁護士会、第二東京弁護士会においても市民会議が設置されております。当会の市民会議は全国で4番目ということになるわけです。ここからは私の独自の見解とお受けとめいただきたいことなんですが、弁護士といいますのは、私自身も自戒の念を込めて申し上げるのですが、他を批判したり他に改革を求めたりすることにつきましては得意といいますか、急なんですけれども、振り返って自らの改革についてどうかということになりますと、率直に申しまして、必ずしも積極的とは言いがたい面があったのではないかと私自身は受けとめているわけです。

昨年、裁判官改革をテーマにした司法シンポが大阪で開かれました。裁判所の中に市民の声をということで開かれております地方裁判所委員会とか家庭裁判所委員会をもっと拡充して、より市民の声が裁判所に届くようにすべきだということがテーマの一つとして挙がっていたんですけども、私も開催地の会長として挨拶する機会がありました。そのときに、我々自身も改革の対象になっているわけで、弁護士会についても、どの程度改革が進んだのかを検証される時期がいずれ来るのではないかとことを申し上げたわけです。裁判所に改革を求める以上は、我々自身もまず同じように市民の方の意見を広く聞いて、会務の運営とか会活動に反映させていくという姿勢をとるべきではないかと考えたわけでありまして、遅ればせながら、今回ようやく大阪弁護士会でも市民会議を開催するという事になったわけでありまして。

委員の方々の選任に当たりましては、できるだけ幅広い御意見を賜りたいということで各界、各層、幅広いジャンルの中から御選任させていただきました。委員の皆様におかれましては、弁護士会の運営、あり方等につきまして率直な御意見をいただきまして、私どもとしても是非そうした声を会務の運営や今後の活動に活かしていきたいと思っております。

この市民会議が長く続きまして、弁護士会と市民の皆様との架け橋の役割を果たしてくれることを願っております。そのためには皆様方のお力添えが不可欠でございます。産声を上げたばかりのこの大阪の市民会議に是非末永くおつき合いいただきまして、私どもの支えとさせていただければと思っております。そういうお願いをいたしまして、私のごあいさつとさせていただきます。今後ともよろしく願いいたします。

3 大阪弁護士会出席者自己紹介

弁護士会の各出席者がそれぞれ自己紹介をした。

4 市民会議委員自己紹介・あいさつ

【阿部委員】

初めまして。大阪市立大学の阿部と申します。

司法制度改革の一環として、私どもの大学にもロースクールができて、私も、法学部とともにロースクールでも授業を担当しています。したがって、市民であるとともに、将来の弁護士さんを育てる立場でもあります。

ただ、私が専攻しておりますのは、民法とか刑法といった法律科目ではなくて、法社会学という科目でして、法律の解釈よりも、むしろ、制度がどうなっていて、その制度的な枠組みの中で人々がどういうふうにかかわって行動しているのかということの研究し、教えております。私の関心から特に学生に強調していることなんですけれども、法を守るべきもの、あるいは守られるものとして理解するのではなくて、使うべきもの、あるいは使い得るものとして理解していくべきであるということを繰り返し言っております。このたびの司法制度改革あるいはこの市民会議も、いかに法を市民にとって使いやすいものにしていくかという方向での動きだというふうに理解しております。微力ではありますが、そうした取り組みに少しでも貢献させていただければと思っております。よろしくお願いいたします。

【飯田委員】

全大阪消費者団体連絡会の飯田でございます。よろしくお願いいたします。

先ほどからいろいろ伺っております、とんでもないところに入ったなというふうに思っているところでございます。連絡会の事務局長になりましてまだ4年と半年ほどで、まだ何も分かっていないのでございますが、その間、弁護士会の方々と一緒に動いております司法制度改革各界懇談会という懇談会がございますが、そちらの代表世話人になっているからということで、引き継ぎと同時にそんなこともやっております。そのほかにも、消費者保護委員会の先生方といろんなところで御一緒させていただいて、いろんなことを教えていただいているところです。

そういう意味では、弁護士会館も1カ月に2回ぐらいは足を踏み入れておるのでございますが、最近は堂々と入っているんですが、最初のころは限られた人しか入ってはいけなかったのではないかとこの雰囲気もありまして、弁護士の方々あるいは裁判所というのは縁遠い存在というのが私の気持ちの中でもございました。だんだんなれてきてはいるんですが、やはり一般の消費者にはまだまだそういう気持ちがあるのかなと感じているところです。裁判員制度が4年後に始まるということになってはいるのですが、なかなかそういう実感もわいてこないというのが消費者一般の方々のところかなというふうにも感じております。そういう意味で、こういう司法制度改革が今後いろんな形で具体化をされていく中で、市民や消費者との橋渡しといいますか、そんなことがこういう会議の議論を通じてできればというふうにも感じているところです。どうかよろしくお願いいたします。

【池田委員】

毎日新聞の池田でございます。よろしくお願いいたします。

昨年まで社会部長をしておりました関係もあるんでしょうけれども、市民会議に参加させていただくことになりました。

私自身は、1980年代の半ばから90年代にかけて、司法担当記者として弁護士会、

裁判所、検察庁、それぞれ取材した経験があります。その後は、担当デスクで先輩と一緒に、大阪弁護士会等々の仕事を市民の立場を含めて報道の立場として見続けてきたつもりです。

新聞記者は一般的に、入社するとまず地方支局に赴任します。最初の取材対象は警察です。交通事故の取材を通して、加害者、被害者等々いろいろな立場を知ります。一方で、町ダネを書いて新聞記者の基礎を身につけます。ただし、地方支局の場合は、警察取材の一環として裁判所に取材をしたり、弁護士の皆さんに会うことになります。専ら法曹担当の記者というのは地方支局にはおりません。それが本社の社会部に来た場合は、それぞれの専門分野に分かれていきます。では、司法記者になる者が必ずしも大学で法律を学んだ人間かといいますが、そうではないケースが多々あります。これは私は非常にいいことだと思っています。最近まで毎日新聞の司法キャップだった女性記者は理系の出身です。検察庁、裁判所、弁護士会を回り、法律がどう機能しているのか、市民感覚で見続けたのです。

私自身は、消費者問題のパイオニアが大阪弁護士会だと実感していました。立地条件からしてもそうなんですけれども、裁判所を弁護士の皆さんが取り囲んでいる、これは在野司法として非常にすばらしい立地条件だろう。東京ではこういうことはありませんで、霞ヶ関のお役所の中に裁判所があります。それに比較して大阪弁護士会の取材は非常に楽しくやらせていただきました。ちょうど豊田商事事件等がありましたし、そういう活動を通して、大阪弁護士会の横のつながりのすばらしさというのを見せていただきました。

一方で、ギルドとしての弁護士会があります。弁護士報酬のあり方みたいなところでちょっと疑問に思うところもありましたし、当時は判検交流という問題もありました。ただ、弁護士さんは任官されるのかどうか、その辺ちょっとしり込みされているんじゃないかという職能集団にありがちな面も感じたのです。市民会議では、弁護士が市民にとって、より身近な存在になるよう議論を深めたいと思います。これからもよろしくお願いします。

【大國委員】

大國でございます。

私もどうして選んでいただいたのか、お偉い先生方の中で、今からでも回れ右して帰りたいようにも思うのでございますけれども、よろしくお願いします。

もともと私は医者でございまして、大学で、認知症の研究を長い間いたしておりました。その後、福祉にかわりまして、さらに現在では、そういう判断能力のない方の権利擁護事業を大阪後見支援センターというところでさせていただいております。御存じかもしれませんが、この仕事の内容は、いわゆる成年後見制度の福祉版と言われるものでございまして、成年後見制度を御利用になるほどの能力の低下のある方ではなくて、そのちょっと前の能力は落ちているけれどもまだ契約能力が残っているというレベルの方を、福祉で金銭管理と福祉サービスの利用、(身上監護)の両方をして差し上げようという事業でございまして。

そういうことをさせていただいているわけでございますけれども、弁護士会さんとの関係で申しますと、実は私のところには週2回の相談日がございまして、そこへは弁護士会から16名の方とピンチヒッター若干名という方にいらしていただいております。

ます。それから、それ以外にいろいろな案件が生じるわけでございますけれども、その案件に対応していただく、いわゆる受任のための登録弁護士さんを40名ほど名簿にリストアップしていただいております、案件が出るたびにその先生方にお世話になっております。

そういうことと同時に、高齢者・障害者総合支援センターのひまわりさんの先生方とは、年に何回か研究会を持たせていただいております。これからの成年後見制度をどう動かしていくか、例えば法人後見をどうするのかとか、いろいろ問題はあるわけですが、そういうテーマで研究会をずっと開かせていただいております。

それから、先ほど認知症をやってまいりましたと申し上げましたけれども、その関係で、私は医事紛争とか介護事件紛争の相談を受ける立場に立っております。後見センターの業務としてはやっていないのですけれども、医師の立場からいろいろと相談を受けることが多くございます。

それから、もう一つ、こちらさまとのかかわりで申しますと、法律扶助協会の理事もしくささせていただきますので、その点で弱者に対する問題というのいろいろな感じるところがございます。

そういったいろいろななかかわりをさせていただいておりますけれども、法律につきましてもは全くの素人でございますので、どれだけの意見が申し上げられるか心細いですし、むしろ皆様方に教えていただくことが多いだろうと思っておりますけれども、どうぞよろしくお願い申し上げます。

【郭委員】

初めまして。特定非営利活動法人のコリアNGOセンターで運営委員長を務めております郭辰雄と言います。

私どもの団体はNPO法人ということで、大きくは3つの事業分野にまたがってさまざまな取り組みを大阪を中心にやっております。

1つは、在日外国人の人権に関する問題です。この間でも、地方参政権の問題ですとか、あるいは今ずっと国会に出ていますけれども、例のテロ対策を名目にしたまたぞろ指紋押捺制度の復活ですとか、さまざまな制度的な人権侵害の危惧の非常に強い問題について関心を持って取り組みを進めています。

もう一つは、在日コリアンのこれからの世代の子供たちの育成ということで、僕らは民族教育と言っているんですが、例えば僕で在日コリアンの3世ですので、僕の子供の世代になりますと4世になります。日本に住んでいる在日韓国朝鮮人ではあるけれども、自分は何者か分からんという状況に置かれている子供たちは非常にたくさんいます。日本の学校に行きますと名前も日本名を名乗りますし、学校の中で朝鮮の歴史やとか朝鮮語を学ぶ機会もないという状況になりますので、そうではなくて、やっぱりマイノリティーとして自分たちを理解するためのきちんとした教育を保障してあげようじゃないかという取り組みをしております。

あともう一つは、朝鮮半島の平和統一というちょっと大きなテーマについて、私たちの関心事ということでこの間取り組みを進めてきました。そういう意味では、自分たちの在日外国人としての足元の問題から、大きくは東アジアにかかわるような問題まで視野に入れて、さまざまな取り組みを進めていこうやないかという気概を持ってやっている団体でございます。

私も 10 年以上、こういう外国人の人権の問題ということでさまざまな取り組みをしてまいりましたけれども、特に外国人の人たちの人権という部分もそうなんですけれども、今は差別を受けて大変な状況だから、その差別に対する原状回復であったり補償であったりというのをどうしていくのかということに加えて、やっぱりこれからのテーマとしては参画という問題をどういうふうに考えてやっていくかということが関心の一つとしてあります。

例えて言いますと、地方参政権も国民やないとあかんということで、見通しとしては非常に暗い状況ですし、司法の世界でも、先日兵庫県では、家事調停員に弁護士の方が推薦を受けたところ、外国籍だからあかんということでやられました。今非常に大きな関心事になっている裁判員についても、衆議院選挙の選挙権を持っている者ということで明確な国籍条項が設けられて、外国籍住民についてはあかんという形になっております。そういう意味で言いますと、外国籍の人たちも住民であって、その住民として生きていく上での最低限のかかわりというのは一体どういうものなのかということも関心を持って見ていきたいなと思っております。

また、個人的には人権に関するいろんな機関とかにも関心を持っておりまして、韓国の国家人権委員会とも交流を持って研究しておりまして、日本の中でそういう人権擁護のための機関であるとか、そういうものがこれからどうなっていくのかというのも個人的には非常に関心を持っております。

あと、足元の問題でも、外国人の人らはこの間大分増えてきておりますので、いろんな問題がうちにも来ます。先ほど御案内いただきましたけれども、ここの 2 階は私、以前来たことがあるんです。といたしますのは、韓国から来たニューカマーの後輩が交通事故を起こしまして、お金もないし、言葉もできない、弁護士も知らん、どうしたらいいのということだったので、それやったらこういうところがあるから一遍一緒に行こうかということで 2 回ぐらい来ました。そのときに僕が通訳ということで、弁護士の方と相談する横で、この人はこういうふうに言っています、ああいうふうに言っていますということでやったんですが、やはり外国から来て言葉も不十分で事情も分からん人らにしたら、まだまだ敷居の高さがあるというのは皮膚感覚でも実感するところがありますので、そういう視点も含めていろいろ議論させていただければありがたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

【齋藤委員】

中津医療福祉センターの齋藤洋一でございます。

この席においでになる方々に先ほどお渡しした名刺の裏にたくさんの施設が書いてございますが、この中津医療福祉センターというのは、中津病院、看護専門学校、乳児院、肢体不自由児施設、老健、特養、そのほか介護関係の施設 15 が集まりまして 1 つのセンターを形成しているものでございます。私は、一昨年までは中津病院の院長も兼任いたしておりましたが、現在は院長を若い方に譲りまして、今申しました各施設を全体を管理をしている身でございます。

ここの中には、例えば乳児院は児童福祉法によって管理されているところでございますが、親が育てることができない 2 歳までのお子様をお預かりしております。現在 80 人お預かりしておりますが、そのうちの 21 人は虐待児でございます。先日も、母親に指をはさみで落とされた子供をお引き受けしました。それから、お母様が今、刑

務所に入っておられる。そのお子さんも一緒に刑務所に入ることはできませんから、そのお子さんをお預かりしているというのが4組ほどございます。また、特養では住所を私どものほうに移してこられている方が半分以上でございます。そのように人間の生れてから亡くなるまでの一生をお預かりしているセンターを管理しているところでございます。

済生会についてご説明しますと、明治44年2月11日に明治天皇が済生勅語というのを出しております。明治天皇は45年間という長い在位期間でございます、その間に3つ勅語を出しております。有名なのは教育勅語でございますが、その一つとして済生勅語というものが出ております。これには、生活の恵まれない方々の医療を担うべきであるということで、それで誕生しましたのが済生会でございます。現在、全国的には81の病院、358の施設、約4万人の職員で編成されております。そのうち、大阪というのはもともとそういうことに対する関心が高かったことを反映しているかと思いますが、組織の全体の15%が大阪に集中しておりまして、病院も9つございます。

次は、私自身は生まれは東北の仙台でございます、東北大学にいましたが、昭和54年に神戸大学に移ってまいりました。私はもともと消化器の外科が専門でございます、17年6カ月間神戸大学で教鞭をとってまいりました。その間に、病院長もやらせていただきましたし、いろいろな学会の会長とか理事をさせていただきました。特に日本外科学会のとときには、一般に、医師というのは大変わきが甘いということを感じたしまして、学会の中に弁護士の方もお入りいただいているいろいろな意見を聞くべきではないかということ提唱いたしまして、そのとき日本外科学会のほうにご参加いただいて御指導いただいたのが梶谷剛先生でございます。もう約15~16年の長いお付き合いがございます。

私は大学の教職を去りましてから、10年前にこの済生会に参りましたのですが、それまで教育者として医学の道を見てまいりましたのですが、私が大変反省しておりますのは、初めて医療の現場に出てまいりまして、私がいままで見ていたのは疾患、病気だけだった、要するに医学だけの分野しか見ていなかったということを感じいたしました。第一線に来てみますと、そうではなくて、その患者様の周辺の家庭の状況、あるいはその置かれた社会状況というものの裏づけをされた上での治療をしていくべき必要がある、そういう医療の分野があるということを知りました。また、昨今言われております医療費の抑制については、これは管理が不効率的で大変ずさんであったということも私自身も痛感いたしております。そういう面では医学と医療と医業という3つの分野があるということを感じて、この10年、中津の院長として働いてまいりました。

医療の分野あるいは福祉の分野と申しますのは、医療事故の問題であるとか、患者の人権であるとか、あるいは医療、福祉をめぐる倫理の問題であるとか、法曹界の方々と常に関連を深くもたねばならないと日頃考えておりましたが、今回のお話をちょうだいしまして、いろいろ資料を読ませていただき、またインターネットで日弁連のホームページなどもよく見させていただき、また弁護士法も3回ほど読み返させていただきましたところ、弁護士会というのはある面では医師と同じような職能団体というのが基本なのかなと思ってまいりました。しかし日弁連の単なる職能団体ではない、自律性、自治性のある団体であるということが書いてございました。そうなりますと、

私の所属する医師会とどこが違うのか。明治 39 年に生まれた医師法の最初には、医師会は内務大臣の管轄下ということが書いてございまして、それ以降は必ず監督官庁が存在し、また戦後唯一残された統制経済下に置かれている社会が医療の分野でございました。そういう面では、弁護士会とは大分違うものだなということも痛感いたしました。

ただ、私の知っているところでは、アメリカの医師会というのは、日本の弁護士会と同様に医師の資格を認定いたしておりますし、そして州ごとの開業の許認可権を医師会が持っております。その一方、日本の弁護士会は自らを律するという非常にすばらしい仕組みを持っておられる、これが日本の医師会と違う点です。アメリカの医師会では、自らを律するというシステムについて 1900 年の初めごろから検討がいろいろなされていまして、1980 年ごろにそれが完成し、社会からもそれ相当の評価を受けているというのを見まして、私は、一般市民あるいは医療に携わる者としていろんな御意見を申し上げるとともに、弁護士会、弁護士の皆さんのいろんなお考えというものを医師の世界に持ち帰って、同じ崇高な理念を持っているところを歩調を合わせていけるようなものをつくっていきたい、このように考えております。どうぞよろしく願います。

【脇本委員】

私は、労働組合の連合大阪の事務局長を仰せつかっております脇本と申します。

まだなりたてのほよほよでして十分なことは分かっていないんですけども、皆さん立派なごあいさつをされましたのでちょっと気が引けておりますけれども、私は司法の問題などについては全くの素人です。どれぐらい素人かというエピソードを 1 つだけ御紹介したいと思います。1 年ほど前に京都地裁から私あてに 1 通の封書が届きました。私は、裁判所から何事だと思いましたが、夫からは、「裁判所から呼び出しをくろうような悪いことをしたのか」みたいな責め方をされて、大慌てしたんですが、結果的には、お金を貸していた人が破産宣告をするので、それにあってあなたの貸したお金がペアになるけど異議があれば来なさいというような書面だったわけです。ただ、そのことが分かるまでに大分かかるわけです。これはどういう意味なんだろう、私の貸したお金が何かに使われたんだろうか、どういう意味なのかというのがよく分からなくて、異議がなければ来なくていいよということなんだということを理解するまでに大分かかりました。それぐらい裁判所からの文書というのは非常に難しく、理解に苦しむということもあるかなというふうに思いました。

私の場合は、子供を預けていました保育所の同期の方にたまたま弁護士の方がおられまして、その方に電話で聞いて、そのお金がどうでもいいと思ったら行かなくてもいいよということを言われて、じゃもう行かないという感じだったんですけども、それぐらい分からないことが多いんじゃないかなと思っています。そういう意味で、司法といいますか、裁判所というのは、一市民から見ればとても敷居が高くてハードルが高いところではないかと思っておりますので、こういう司法改革という形で市民会議のなかで、いろんな話を聞いていただいて、弁護士の先生方がそういうことに興味を持って、どれぐらい敷居を低くするかということでお話しいただくのはとてもうれしいと思っています。

それともう一点、働く立場から申し上げますと、今は雇用形態が非常に多様化しておりますし、働き方も多様化しております。それから、先ほど外国人の問題もありましたが、外国の方で働く方も非常に多くなっております。そういう意味で、私たち連合大阪でも、労働相談を始め「何でも相談センター」というところで相談をいろんな形で受け付けておまして、解雇、賃金未払いを初め多くの相談がたくさん寄せられています。この相談では、弁護士会の弁護士の先生方にもいろいろ御協力をいただいているところですが、明日からも外国人労働相談というものを集中的に行ったりするような予定もしています。「大阪労働委員会」もありますし、この4月からは「労働審判員制度」も始まっていきます。そういう形の中でどういう切り分けをして、この労働審判員制度などについても、労働組合の組合員の皆さんもさることながら、組合に加入されていない未組織の方も非常に多いわけですから、そういう方にどうやって周知をして広く知らしめていくのかということも非常に大事ななということをおもっているところです。ですから、またいろんなことをここで学ばせていただいて、労働組合の中でもそういうことについてのいろんな話ができればいいかなと思っておりますので、ここではいろんなことを学ばせていただきたいと思っているところです。

素人で専門用語にはついていけないこともあるかもしれませんが、またよろしくお願ひしたいと思います。

5 議事

(1) 弁護士会の組織と活動についての説明

藪野企画調査室長から、「大阪弁護士会の組織と活動について」(資料5)に基づき、大阪弁護士会の組織、財政、事務局、協同組合、会派、近畿弁護士会連合会の組織、財政、活動、日本弁護士会の組織、財政、活動について説明がなされた。

これに対し、齋藤委員から、近弁護連の構成員と会員との関係、会派と副会長との関係、研修に出ない人に対してどのような対処をしているのかなどの質問があった。

(2) 議長・副議長互選の件

議長1名、副議長1名を選任することになり、議長に大國美智子委員、副議長に阿部昌樹委員先生が選任された。

(3) 今後の会議の運営の件

市民会議は原則として年4回程度開催する、議事録は議事概要とするなど、「大阪弁護士会市民会議運営要綱(案)」(資料10)に基づいて運営することが承認された。なお、議事録の記載は顕名によることになった。

なお、市民会議で議論する議題について次のような議論がなされた。

【齋藤委員】

議事進行の中で、個別の事案または事件については除くものとするという場合のこの定義はどういうことでしょうか。

【井上副会長】

例えば、ある特定の具体的な事件について、それが良いとか悪いとか事件の中身に入って議論するのは適当ではないのではないかと。ある程度一般化、抽象化できる問題

で御議論いただきたいという趣旨です。

【齋藤委員】

例えばごく最近の事件で、最高裁の安田弁護士の場合、日弁連の職務で欠席をしたということに関しては一般市民としては非常に関心が高いと思いますね。

【井上副会長】

ですが、これもそのときにどうだったかという個々の具体的なことは分からないところがあるんですね。ただ、一般的な問題といいますか、こういう場合にこういう形の理由でやっていいんだろうとか、そういうレベルでは当然御議論いただくことになるとは思います。

【益田会長】

抽象論では私も是非お聞きしてみたいという気もいたします。

【小寺次期会長】

今の時点では具体的な事実経過が分からんからそう言わざるを得んけど、時間が経てばある程度調査してこっちも分かってますからね。それは分からなきゃおかしい。こっちも知っとかなきゃ。知らんでは済まん話なので。

【益田会長】

これはまた小寺執行部で考えていただきたいんですが、仮に事実関係が分かったとしても、安田さんが今回とった行動の是非とか、そういう形での議論がいいのか、もう少し抽象化して、日弁連の仕事と最高裁の日程がバッティングしたという場合に弁護士としてとるべき行動という話だったらいいと思うんですけども。いずれにしても、安田さんの件もいまひとつ事実関係が分からないところがあるんですが、だんだん分かってくるとは思いますので、その事実関係を前提にして、次年度の執行部の人たちと委員の先生方との間で御議論していただくことになるのかなと思います。

ここで書かせていただいたのは、例えば人権擁護委員会などが人権侵害の件で申し立てを受けて審議したりしているんですが、そういう具体的な事件についてどうか、こういうことになるとうくないんだろうなと。ただ、これは余りぎちぎちと考える必要はないと私も思います。

【小寺次期会長】

そこらは柔軟に自由に議論していただかないと、最初からくつわをはめて、これ以外というのは、皆さん良識ある先生方ですから、あとどういうふうにおまとめいただくかという姿勢でいいんじゃないですか。

【関根副会長】

ただ、この安田弁護士の個別事案で、こういう仕組みはどうかというのは提言していただいてもいいと思うんですが、具体的に安田弁護士の態度がけしからんとか、正当だったとかということに関しては、市民会議のあり方みたいなところで弁護士会の中でも議論があったところですので、そこはまたお考えいただきたいと思います。

【益田会長】

奥歯に物が挟まったような物の言い方をしましたのは、今安田さんの話が出たので少し申しますと、安田さんについて、遺族の方から、彼がとった行動については弁護士会としてきちとした処分をすべきだという申し出があるんですけども、そういう問題が起きますと、弁護士会ではしかるべき委員会、先ほど話があった綱紀委員会

とか懲戒委員会で審議することになります。その綱紀委員会、懲戒委員会というのは独立した機関で、弁護士会の執行部がああしなさい、こうしなさいということを書いてはいけないというものになっているんです。しかも、先ほど弁護士自治の話が出たんですが、弁護士が不始末を起こしたときに懲戒をするのはあくまでも弁護士会であって、監督官庁がするというにはなっていないものですから、仮に市民会議であったとしても、弁護士会が自治的、自主的に懲戒とか綱紀をするという問題についてはそちらに委ねるべきではないかという実はかなり微妙な問題があるのです。そういう意味で、安田さんの件についても微妙だなということがあってぐちゅぐちゅと言っているのです。

【小寺次期会長】

逆に言うたら、そのぐちゅぐちゅ言わんなん実態を分かってもらうことも必要なんですよ。何でそんなことを言うてるのかなと。

【益田会長】

そうそう。基本的には、次年度の小寺会長がおっしゃったように、最初からくつわをはめて限られた範囲内でしか物が言えないというような制度では何のためにつくったか分からないわけですから、原則は広く何でも議論していただくということで、例外的に、先ほど言った具体的な事案が出たときに、立ちどまって考えてみようかと、それを文章にしたという理解でいいんだろうと思います。

(4) 今後の会議日程決定の件

今回は、5月15日に開催することにした。

(5) 次回のテーマ決定の件

「市民会議のテーマ一覧(案)」(資料11)に基づき議論した。

【大國議長】

まずは話しやすい項目から話させていただくというのも一つの方法だと思いますが。

【小寺次期会長】

弁護士のほうは、市民に対して分かりやすい情報を提供せなあかんと言っているんなシステムを考えているんですけども、そういうのが市民の側から見られて本当にそうなのか。頭の中で思うて言うてるけど、実際そんなものは市民にとっては役に立たへんよというような、率直に言えばそういうお話を聞かせてもらえればなど。例えば、うちから情報提供制度とか「情報提供」という言葉も余りにもかたいんですけども、要はどこにどんな弁護士がおるんや、市民からするとだれに頼んだらええのか分かん。それをうちはこういうので出しますと言うてるんですけども、それが果たして利用者の目線からいうてマッチしているのか。もうちょっとこんなことを意識を変えて考えはったらどうですかとかね。

例えばうちで専門表示するというたら、だれが専門を決めんねんという議論を内部でやるんです。あんたは専門と言うてるけど、あんたの専門というのは疑わしいという、そんな議論を始めるもんやから、前へ出られへんです。お医者さんの場合は、認定医とか専門医とか客観的にやってはりますけれども、うちはそれができてへんです。例えばそんな議論をいただけると非常にありがたいんです。

【益田会長】

アクセスとか情報開示の問題というのは私なんかも個人的には是非お聞きしてみたいなど。

極めて重要なことですし、市民の側にとっても非常に重要なことだと思いますし、議論がしやすいテーマなのでその辺から始めるというのも一つの手かなと。確かに市民会議の運営は委員が主体的にやって、我々は口を出さないというのが原則なんだけれども、そうはいつでも1回目からそんなことを言われてもできないでしょうから、小寺次年度会長がおっしゃったようなその辺から始めるのが一番いいのかなという気がしますけれども。

【大國議長】

そうすると、「弁護士会の広報・情報提供」と「弁護士へのアクセスと弁護士報酬」ぐらいでしょうかね。この2つは関連していると思いますので。このあたりでどうでしょうか。

【池田委員】

今日、市民会議の皆さんがあいさつで話されたことは、身近な存在であるはずの弁護士が実は敷居が高いとか、なかなか取っつきにくいだとか、今は報酬の問題も割と透明化が図られつつあるとは言いながらなかなか知らない、知らないから頼みにくいということでしたね。そうしますと、いろんな問題がリンクしてくるんですけども、最初は、弁護士は市民からどう見られているのかということからスタートして、その中には情報提供のあり方もあって、弁護士会としてはこうしているんだけどもということに対して、我々にはそうは伝わってないよというところで議論がなされていけば、弁護士会のあるべき姿について、お互いの認識の違いが出てきてかみ合ってくるのかなという感じがしますね。だから、法律相談に特化するか情報提供に特化する、報酬に特化するというよりは、割と大きく構えて最初は全体像から入るのがいいのかなという感じがします。

【益田会長】

もう少し間口を広げてですね。

【池田委員】

そうですね。そこから入っていったほうが、将来の裁判員制度で説明責任というか、説明の仕方というのが非常に重要になってきます。市民もどのように受け取っているのかということが分かりやすくなるんじゃないかなという感じがします。

【小寺次期会長】

望むらくは、4回目ぐらいの最後ぐらいのところで裁判員を是非取り上げていただきたい。そこへ行くまでに、池田委員のおっしゃったようなステップでやってもらうのがありがたいですね。

【大國議長】

そういう御意見がございますので、そういうことでよろしゅうございますか。

それでは、まずは弁護士会が市民からどう見られているかという大きなテーマで議論させていただいて、その中には情報提供とか報酬とかアクセスとかそういう問題を全部ひっくるめて、ざっくばらんにお話しいただくということにさせていただいて、そういうのを2つ3つ重ねた第4回目ぐらいに裁判員制度についてお話しするという

ことによろしゅうございますか。

それでは、次回のテーマはそういうことをお願いいたします。

(6) その他

【齋藤次期副会長】

次回準備をさせていただくことになるんですが、次回までに弁護士会から出してほしい資料が何かあれば言っていただけたら、その分野の資料はそろえておきますので、今の段階でお聞きできればと。

【飯田委員】

議論をするに当たっているんな勉強もしなければいけないと思っているんですが、弁護士会の特殊性といえますか、自治を持っているという点がほかの士業と違う点、特殊性なのかなと思うんです。そういう弁護士自治というのはこういうものであるというようなものが分かるような資料がありましたら、是非提供いただけないかなと。

【小寺次期会長】

何で弁護士会だけが自治権を持っているかと。

【飯田委員】

この会務報告書を読んだらわかるというなら、それでいいんですが。 そんなことではないですか。

【阿部副議長】

それは弁護士制度の意義みたいなところから説き起こさないと。

【益田会長】

なぜ弁護士に自治を認めているのかとか、それとよく関連するんだけど、弁護士法の72条で、法律事務については基本的に弁護士独占、弁護士でなければいかんということになっているのですが、なぜそんな規定が置かれているのかというのはちょっと分かりにくいところではあるし、我々が正しいと思っていることが果たしてどうなのかという議論も実は必要なところなんですね。私らはそれが当然だと思っているけれども、市民の目から見たらそんなことはないだろうという議論があってもおかしくないわけですので、その辺も率直にお聞かせ願いたいなというのはあります。

【飯田委員】

前もってこれを読んでおけというのがあれば、それをそろえていただければと思いますけれども。

【藪野企画調査室長】

とりあえずは何かコンパクトにまとめたものがあればいいですね。

【阿部副議長】

今のお話に関してですが、72条関係は、司法書士の簡裁代理権が認められて、業務独占というのは相当崩れているわけですから、そのことを踏まえた認識が必要だと思いますね。

【益田会長】

そうなんです。

【小寺次期会長】

結局、資格をどう考えるかなんですよ。腕がよければ何でもさせるのか。

【益田会長】

議論の中でよくお医者さんのことが出るんですが、腕がよければ医師の資格がない人がやってもいいのか、手術していいのかというと、皆さんそれは賛成しないんです。やっぱり医師の資格、免許を持った人でなければいかんと。弁護士ではそれをどう言うのかというあたりにかかっているんだらうなと。手術を受けたり治療を受けたりする側からするとやっぱり医師でなければ困るということですから、市民の側から見てどうなのか。これも議論するとなかなか難しい問題があつて。

【齋藤委員】

ただ、医師の場合は医師法 19 条で応召の義務があるんです。常に受けなければだめなんです。ところが、弁護士法では 29 条で、受けなくてもいい、それを報告する義務があるだけなんです。その点が随分違うなと思って拝見していたんですけども。

【小寺次期会長】

そこは生命とプロボノの違いと違いますか。

【益田会長】

その辺なんかを議論するとおもしろいと思います。

ただ、今回は先ほど御提案もあつたし。その問題はまた別のときに議論してもいいと思うんだけども。

【大國議長】

市民からどう見られているかというところの中身を第 1 回目では絞らせていただいて議論したほうが、今のお話まで取り上げますと、先ほどの研修の問題も入ってきますし、大変なので、1 回目だけは情報提供、報酬、アクセスというあたりに絞らせていただいたらいいかと思います。その間に、今おっしゃったように資料があれば、みんなで勉強しなければならないということになるんでしょうか。

いかがですか。

【郭委員】

ここにも幾つか出ているんですけども、例えば法律相談の件数の推移とかホームページのヒット件数の推移とかを、できれば 3 年ないし 5 年ぐらいさかのぼって。要するに、数値の変化が分かるようなデータを出していただくと話の参考になるかなと思います。

【辰野副会長】

トップページのカウンターはすでについております。各項目別のカウンターについては、現在検討中です。

【大國議長】

私も 1 つお願いしたいんですけども、法律相談の事業というのは、弁護士会が主催でやっていらっしゃる法律相談ももちろん知りたいんですけども、出張の形で社会福祉協議会とか市町村、今は虐待相談も弁護士会から援助していただいていますので、そういう全部の援助といえますか、実際にやっていただいている件数も分かればいいと思います。

【藪野企画調査室長】

それは出ます。

【大國議長】

よろしく願いいたします。

6 閉会

【小寺次期会長】

本日はお忙しいところ、長時間ありがとうございました。第1回にもかかわりませず、いろいろ実質的なお話までお伺いさせていただいてありがとうございました。

先ほど益田会長が言われましたように、弁護士会は、自分のことを本当に分かっているのかなというのは、私、いつも思っていたことなので、その視点は私らの執行部も引き継いで、この市民会議で、できれば大阪は大阪らしい先生方の御意見をお聞きして、さすが大阪やなと言われるような御意見を賜りたいと期待しておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

最後に、本日の議事録署名者に郭 辰雄委員と齋藤洋一委員を指名した。

以上で、本日の議事を終了した。